



国勢調査



論より数字 勘より統計

平成22年10月1日

国勢調査は、国内に常住するすべての人を対象とする統計調査です。

調査の結果は、行政の基盤情報として各種施策の重要な基礎資料となりますので、調査員が訪問した際には、調査にご協力ください。

なお、国勢調査は大正9年（1920年）の開始以来5年ごとに行われており、平成22年国勢調査は19回目に当たります。

調査対象 国内に常住するすべての人
(国籍を問いません)

■調査事項

世帯員に関する事項

男女の別、出生の年月、就業状態、5年前の住居の所在地など15項目

世帯に関する事項

世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5項目

■調査方法

①調査票の配布 国勢調査員（総務大臣任命）が世帯と面接し、記入説明を行った上で調査票を配布

②調査票の回収 全封入方式で調査員による回収または郵送

※調査票の回収方法が変更されましたので、ご注意ください。

問い合わせ先 企画調整課調査統計係（☎②35111内線164）

平成22年国勢調査員を募集します

対象 次のすべてに該当するかた

- ▶市内に住所を有し、平成22年10月1日以前に生まれたかたで、責任をもって調査事務ができるかた
- ▶秘密の保護に関して信頼のおけるかた
- ▶平成22年9月上旬から10月下旬にかけて調査活動ができる健康なかた
- ▶税務・警察、選挙に直接関係のないかた
- ▶調査に関する説明会に出席できるかた

身分 総務大臣から任命される非常勤の国家公務員

報酬 規定に基づき報酬が支払われます。

申し込み方法 4月30日(金)までに筆記用具、印鑑（認印可）をお持ちの上、企画調整課へ

国民健康保険の届け出をお忘れなく！

次のようなことがあったら、必ず14日以内に届け出ましょう。

	こんなとき	届け出に必要なもの
喪失手続き	就職や転職で職場の健康保険に加入したとき (職場の健康保険の被扶養者になったとき)	①国民健康保険被保険者証 ②資格取得証明書または職場の健康保険被保険者証 (保険加入の月日が分かるもの)
	他市町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証
	学生用の国民健康保険被保険者証をお持ちのかたが卒業、または就職により職場の健康保険に加入したとき	①国民健康保険被保険者証 ②卒業証書の写しまたは卒業証明書 ③就職したかたは職場の健康保険被保険者証
加入手続き	転職や退職により職場の健康保険をやめたとき (職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき)	①資格喪失証明書 ②妊婦のかたは母子手帳 ③年金証書 (65歳未満の年金受給権のあるかた)
	他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書
	国保の資格のあるかたで、修学のため他の市町村に転出するとき	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③学校で発行する在学証明書 (平成22年4月以降の在学証明書)
その他	転居したとき 世帯主や氏名が変わったとき 世帯を分けたり一緒にしたとき など	国民健康保険被保険者証

問い合わせ先 国保年金課国保給付係（☎②35111内線240）